

軽費老人ホーム運営費補助金交付要領

(趣 旨)

第 1 条 県の交付する軽費老人ホーム運営費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県会計規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第 2 条 軽費老人ホーム運営費補助金の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容、その交付率又は補助額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金等の名称	補助金等の交付の目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率又は金額交付基準	交付の相手方
軽費老人ホーム運営費補助金	老人が軽費老人ホームを容易に利用できるよう運営費の一部を補助し、もって福祉の増進を図る。	市町及び社会福祉法人（ただし、ケアハウスについては、社会福祉法人又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第2項の規定により許可を受けた法人）（以下、「市町等」という。）が設置する軽費老人ホーム（中核市所管のものを除く。）の運営に要する費用のうち平成21年3月17日高対第1028号「軽費老人ホーム利用料等取扱要綱」栃木県保健福祉部長通知（以下「取扱要綱」という。）に基づき徴収すべき運営費の一部を減免した場合における減免に要した経費及び職員の賃金引上げに要する経費	運営費実支出額と「取扱要綱」に定める運営費の年間合算額（以下「運営費基準額」という。）の、いずれか少ない方の額から運営費本人徴収額を控除して得た額及び「取扱要綱」に定める処遇改善費助成基準額	市町等

(交付の申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第 4 条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金等の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
軽費老人ホーム運営費補助金	軽費老人ホーム運営費補助金交付申請書	規則の別記様式第 1	1	1 補助金所要額調書 2 補助金所要額内訳書 3 歳入歳出予算書抄本 4 利用料を明らかにできる入所要綱等	別表第 1 別表第 2	1	知事が別に定める日

(交付の追加申請)

第4条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、次の表に定めるところにより、知事に提出するものとする。

補助金等の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
軽費老人ホーム運営費補助金	軽費老人ホーム運営費補助金追加(減額)交付申請書	別記様式第1	1	1 補助金所要額調書 2 補助金所要額内訳書 3 歳入歳出予算書抄本 4 利用料を明らかにできる入所要綱等	別表第5 別表第6	1	知事が別に定める日

(補助条件)

第5条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更(第6条の軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。
- 2 事業を中止し又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 3 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 4 運営費とは、第2条の補助金等の交付の目的に基づき施設を運営するために必要な、下記の支出に充当する経費であること。

(1) 人件費・事務費支出

職員給料支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出、派遣職員費支出、退職給付支出、法定福利費支出、福利厚生費支出、職員被服費支出、旅費交通費支出、研修研究費支出、事務消耗品費支出、印刷製本費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、修繕費支出、通信運搬費支出、会議費支出、広報費支出、業務委託費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃借料支出、租税公課支出、保守料支出、渉外費支出、諸会費支出、雑支出

(2) 事業費支出

給食費支出、介護用品費支出、医療品費支出、診療・療養等材料費支出、保健衛生費支出、医療費支出、被服費支出、教育娯楽費支出、日用品費支出、本人支給金支出、水道光熱費支出、燃料費支出、消耗器具備品費支出、保険料支出、賃借料支出、葬祭費支出、車輛費支出、雑支出

(3) その他

人件費積立資産支出、修繕積立資産支出、備品等購入積立支出、本部繰入金支出

- 5 処遇改善費とは、第2条の補助金等の交付の目的に基づき施設を運営するために必要な、下記の支出に充当する経費であること。

職員給料支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出、派遣職員費支出等の人件費支出

- 6 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならないこと。
- 7 事業により取得し又は効用の増加した不動産及び建物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、規則第24条の規定により知事が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならないこと。
- 8 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- 9 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(軽微な変更)

第6条 第5条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 1 事業種目を変更すること。
- 2 事業主体を変更すること。
- 3 事業費又は事業量の10%以上の変更をすること。

(変更の承認)

第7条 第5条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(別記様式第2)に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して1部を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金等の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
軽費老人ホーム運営費補助金	軽費老人ホーム運営費補助金事業実績報告書	規則の別記様式第2	1	1 補助金精算書 2 補助金精算内訳書 3 歳入歳出決算(見込)書抄本 4 利用料を明らかにできる入所要綱等	別表第3 別表第4	1	知事が別に定める日(第5条の2により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1ヶ月以内)

（補助金の請求）

第 9 条 規則第19条第 2 項において準用する規則第18条の規定により提出する書類
は、次の表に定めるところによる。

補助金等 の名称	提出すべき 請 求書の名称	様式	部 数	請求書に添付すべき書類の 名称	部 数	提出期限
軽費老人 ホーム運 営費補助 金	軽費老人ホー ム運営費補助 金交付請求書	規則の別記様 式第 4	1	交付決定通知書の写し	1	知事が別に定 める日

附 則

- 1 この要領は、昭和48年度分の補助金から実施する。
- 2 この要領は、令和 8（2026）年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則（平成24年 3 月 29 日改正）

この要領は、平成24年度分の補助金から実施する。ただし、附則第 2 項の改正は、
平成24年 3 月 31 日から適用する。

附 則（平成27年 3 月 26 日改正）

この要領は、平成27年度分の補助金から実施する。ただし、附則第 2 項の改正は、
平成27年 3 月 31 日から適用する。

附 則（平成30（2018）年 3 月 27 日改正）

この要領は、平成30（2018）年度分の補助金から実施する。ただし、附則第 2 項の改正は、
平成30（2018）年 3 月 31 日から適用する。

附 則（令和 2（2020）年 3 月 24 日改正）

この要領は、令和 2（2020）年度分の補助金から実施する。ただし、附則第 2 項の改正は、
令和 2（2020）年 3 月 31 日から適用する。

附 則（令和 3（2021）年 3 月 31 日改正）

この要領は、令和 3（2021）年度分の補助金から実施する。ただし、附則第 2 項の改正は、

令和 3（2021）年 3 月 31 日から適用する。

附 則（令和 4（2022）年 3 月 25 日改正）

この要領は、令和 4（2022）年度分の補助金から実施する。ただし、附則第 2 項の改正は、令和 4（2022）年 3 月 31 日から適用する。

附 則（令和 4（2022）年 10 月 28 日改正）

この要領は、令和 4（2022）年度分の補助金から実施する。

附 則（令和 5（2023）年 3 月 24 日改正）

この要領は、令和 5（2023）年度分の補助金から実施する。ただし、附則第 2 項の改正は、令和 5（2023）年 3 月 31 日から適用する。

附 則（令和 6（2024）年 1 月 29 日改正）

この要領は、令和 5（2023）年度分の補助金から実施する。

附 則（令和 6（2024）年 11 月 1 日改正）

この要領は、令和 6（2024）年 8 月 1 日から適用する。